

## 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

令和元年9月24日(火曜日) 午後2時49分 開議(本会議)

### 日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

日程第 3 議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第 4 議第62号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第63号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第64号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第65号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第66号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第68号 遊佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 ※決算審査結果報告及び採決

※人事案件の審議及び採決

日程第 12 選第 5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第 13 議第73号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第 14 議第74号 遊佐町農業委員会委員の任命について

日程第 15 議第75号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 16 議第76号 人権擁護委員候補者の推せんについて

※発議案件の審議及び採決

日程第 17 発議第6号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

( 議事日程第 5 号に同じ )

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	本	間	知	広	君	2 番	那	須	正	幸	君	
3 番	佐	藤	俊	太	郎	君	4 番	佐	藤	光	保	君
5 番	齋	藤		武	君	6 番	松	永	裕	美	君	
7 番	菅	原	和	幸	君	8 番	赤	塚	英	一	君	
9 番	阿	部	満	吉	君	10 番	高	橋	冠	治	君	
11 番	斎	藤	弥	志	夫	君	12 番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君
産 業 課 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君
健 康 福 祉 課 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君
会 計 管 理 者	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
教 育 委 員 会	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君
教 育 課 長											
選 挙 管 理 委 員 会	佐	藤	正	喜	君	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君
委 員 長											

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 廉 造      議事係長 東海林 工 里      書記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時49分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第60号 遊佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第62号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第62号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第63号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第63号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第64号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第64号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第65号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 今回の条例改正の趣旨は、消費税の引き上げに伴うものと説明があったが、道路占用料については、水道会計のように預かり消費税を申告の上、国に納付するものとは違うものと考えているが、どのような取り扱いになるのかお聞きします。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) はい、お答えいたします。

消費税法では、国、地方公共団体等に対する特例が示されており、地方公共団体の一般会計については、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす旨の記載があります。つまり徴収した消費税と控除する税額が同額となり、申告する義務はなくなるというものです。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) この件については、消費税法第60条にその旨の規定があったが、先ほどの説明をお聞きして理解をしました。

もう一点、道路占用料そのものが課税対象になるのかお聞きします。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) はい、お答えいたします。

道路占用料は、課税対象となっております。今現在は8%の消費税を課税しております。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 今回お聞きした理由は、国民にとって大変負担の大きい消費税増額に対して、町で徴収した消費税分が適正に国に納付されているのか確認したかったためであります。今回の説明により理解したので、これで質疑を終わります。

議長(土門治明君) これにて4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。  
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第65号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第66号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

10番、高橋冠治議員。

10番(高橋冠治君) この条例は、西浜コテージ村とあわせてキャンプ場の設置及び管理に関して、使用料金を改定するためということでの条例であります。その下のキャンプ場の部分は、さきに水道、下水道関係の消費税が上がるための改定とは違って、かなり大幅に料金を改定するということでもあります。まずはコテージの使用料は上がるのですが、その前の値段、それから何をもってこの使用料を一部改正する、使用料利用実態というふうにあります、この説明をお願いします。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

上衣は自由にしてください。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

コテージの使用料につきましては、現在4人用の1棟につきましては夏期1万2,000円、冬期が1万1,000円、6人用1棟につきましては夏期が1万7,000円、冬期が1万6,000円というふうなことで、冬期間1,000円割引をしているというふうなことでございます。この冬期間の1,000円の値引きに関しては、集客効果を期待しての料金設定というふうにしてございましたけれども、現在集客効果以上に維持管理経費がかかっているというふうなことが指定管理者からお話をされているところでございます。そのため夏、冬統一料金として、夏の料金に統一をしたいというふうなことであります。特に維持管理経費につきましては、管理に係る人件費であったり、水道光熱費あるいは修繕料、こういったものについて夏と冬とかかるものが同じというふうなことでありますので、料金を統一をしたいというふうなことでございます。

キャンプ場につきましては、現在キャンプ場の使用料につきましては大人1人600円、小学生が1人300円というふうなことで、テント1張りは1,000円というふうなことで販売をしているところでありますけれども、これをそれぞれ大人1,000円、子供600円、テント1,500円というふうにしたいというふうなことであります。日帰りにつきましても、大人、日帰りは500円、小学生が300円というふうにしたいというふうなことであります。この値上げの理由につきましては、キャンプ場の利用につきましてはキャンプ場

受け付けの際にごみ処分費相当額としてごみ袋300円を購入いただいております。これは実費というふうなことでいただいているわけですが、ごみ袋が不足した場合はさらに追加で購入をいただいているということでございます。ごみ処分費について、この間増嵩をしているというふうなこと、それからこれは大変残念でありますけれども、一部の利用者にごみ袋を購入せずに、これはごみ袋購入しないというのは自分で全部持って帰りますというふうな申告をして購入しないわけですが、実はそういう人に限って、ごみを置いていってしまうというふうなことで、利用者間で非常に不公平が生じているということでございます。そういったことでありますので、使用料にごみ処分費用を含めることで公平性とごみ処分費用の確保を図りたいというふうなことでの値上げの条例の提案ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 先ほどキャンプが600円。ここには610円から1,100円というふうに数字がちょっと違うのかなというふうに思います。まずはその上限を定めてやるということで、夏期と冬期の部分の値段を同じくすると。同じ経費がかかる、そして人件費がという話であります。ほかの普通のホテルでさえ冬期は安くしています。ほかのホテルだって人件費等経費は同じだと思います、夏場、冬場。なので、逆にコテージは使用するその棟だけ暖めればいいので、意外と大きい箱物からすれば維持費が少ないというように言われています。なのに上げたいということでありますが、我々は少し我慢して、やはり啓発活動に冬場のその値段設定してきたということなので、できれば冬場行くと得するという気持ちで冬場来ている人もかなり多いのではないかなというふうに思います。それは行政サービスしろなんては言いませんが、そこは企業努力の中で頑張っていたきたいなというふうに思って質問させていただきました。上限なので、必ず上げるとここで決めたわけではないと、上限設定ですから。その辺はお願いしたいというふうに思います。

それで、3問しかないです。キャンプ場のごみ収集の部分、処理分だけ上げていただくということでありますが、上げていただく割には倍もなるということで、これやはり毎年利用者から見れば急激に上がるというような形になります。なので、今課長から説明いただいて、ごみ処理分等値上げさせていただくということで納得すればいいのですが、その辺のやっぱり利用者に対する説明、それから理解がこの部分では必要かなというふうに思います。なので、それはこれ多分一生懸命頑張って理解していただけるように頑張りますと多分企画課長は言うのだらうと思いますが、どうでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

まず、コテージの関係ですが、いわゆる冬期の利用料、今はまだ10月からですとそうでもありませんけれども、本当に12月からいわゆる1月、2月、こういった期間については利用する方も少ないですし、利用も週末に集中をするというふうなことがあります。そういったことからいけば集客効果がそんな思っているよりは上がっていないというふうなことでありますので、維持管理について夏と同じようにかかるということでありますので、利用者からぜひ同じようなご負担をいただきたいと、こういった趣旨でございます。

それから、キャンプ場の利用料につきましては、現在のいわゆるキャンプ場利用料につきましては大人

が600円、子供が300円というふうになってございます。条例上は若干金額上回っているわけですが、先ほどあったとおり条例9条第2項によりまして使用料の額の範囲内において町長の承認を得て定めることができるというふうな規定がありますので、その規定に基づいて引き上げ後については販売料金を大人1,000円、小学生600円というふうに予定をしているというふうなことであります。

ごみ処分については、先ほど申し上げましたようにやはりぜひ公平な取り扱いをさせていただきたいということで、ごみ袋を買わないで置いていく人がやっぱり後を絶たないということでもありますので、処分費の捻出のために、そして公平性を図るというふうな意味合いで理解を得るよう努めていきたいというふうに思っております。なお、キャンプにつきましては10月以降であると大分件数も当然ながら少なくなるというふうなことであります。実質的には来年度の5月の連休以降の利用する方がまた多くなるというふうなことで、例年ご利用いただいている方もいるということでもありますので、しっかりそこは周知を図りながら理解を得る努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 大変人気のあるキャンプ場ということで、人間にも人気あるのですが、猫にも人気あるという話をお聞きしております。ちょっと条例には離れますが、野良猫が非常に多くて、今いろんな動物愛護の観点から、では普通は野良猫には餌やらないでくださいというわけにもいかず、与えてしまえば保護する義務があるというような話も出てくるやに聞いております。非常に私が通るたび、あの辺猫いっぱいいるので、条例には全く関係ないのですが、いつもどうしているのかなという心配をしております。副町長、社長なので、一言をお聞きして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 猫の課題も今お話しいただきましたけれども、その前にちょっとお話をさせていただきますと、指定管理をお願いしている施設につきましては町のほうと事務担当者レベルのほうでいろいろと年複数回打ち合わせの場を設けてございます。今年10月からの消費税の動向を踏まえて、その辺もしっかりと意見交換をしながら、先ほど議員からもありましたとおり、上限というような範囲もございませうけれども、一定の見直しをさせていただいたというところでもあります。また、受け手である株式会社の方でも経営者会議を毎月に近い形で開催をしながら経営上の課題とかこれからの方向性について協議をしているという状況でございます。その中でお話しをお聞きしたのが、ただいまお話ございましたコテージ、キャンプ場に関します猫の対応でございます。何か猫が心地よい居場所を求めてという形になるのでしょうか、猫にとっては。管理棟、こちらのほうに寄ってきてまして、そういう猫を好きな社員の方が現実の問題として1度になるのか2度になるのか、餌を上げたような状況もあったやにお話は伺ってございます。そして、もう一方ではキャンプ場にお越しになるお客さんも、もう猫が近づいてくると好きなお客さんについては餌をといいますが、自分たちが食べているものを提供したりとかというようなことがございました。そういった中で、ちょっとやはり猫についてはいろいろな状況がございませうので、適切に対応するためにはどうすればいいでしょうかということをお役場の所管の係のほうにご相談申し上げたところ、やはり1度なりとも2度なりとであったとしても、一度餌を差し上げてという状況になると、その後やらないというのは、やらないとか、お構いなしというのは虐待に当たるのだと、動物虐待に当たるのだというふうなことでありますので、去勢等々の手続等も含めて一定の費用はかかるわけですが、会社のほうにもいろ



いろいろ対応を求められるとありますが、そんなお話をいただいているところでございます。動物愛護という部分を含めながら、やっぱりキャンプ場、それから管理棟施設、これらの運営の適正なあり方の側面から、双方から検討をさせていただきながら、役場の担当係のほうと協議を進めているというお話を伺ってございますので、また近々そのお話し合いをするということでもありますので、適切な対応に努めてまいりたいというふうに思います。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 狭い論点の話ですので、先ほどの高橋冠治議員と内容かぶることをお許しいただきたいと思います。

提案理由のうち、利用実態に即しというところがまず最初わからなかったわけですが、ただいまの質疑でごみ処分費用を代表例として管理費用のほうを上回っているということが最大の問題だという説明をいただきました。その上で伺います。細かい話なのですが、キャンプ場のほうについてお聞きいたします。例えばですが、一番顕著なのが小学生、これは条例上、現行の条例の別表で読んでいますけれども、小学生110円のを330円に上げるという案です。これ単純に考えますと3倍です。ところが大人のほうは210円を550円にするということで、これは3倍には至っていません。上乗せしている金額も一緒ではないというところで、何を申し上げたいかという、金額を上げるという方向性はまずわかったとして、上げるその根拠、例えば一律何%上げますというふうになっているのか、そこら辺この数字の上げ幅を、上げている状況、上げる予定額を見ると、何割上げるとか、そこら辺の根拠が全くわからないという状況ですので、そこをお知らせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今ご質問にありました金額につきましては、条例上の規定する金額というふうなことで、実際の販売金額につきましては今現在100円単位になっているというふうなこととございます。その上で上げ幅でありますけれども、特段率というふうなことではなくて、やはり提案理由にありました利用実態に即してというふうなことになります。あるいは庄内管内の近隣といいますか、管内のキャンプ場の実態なども一定調査をいたしましたけれども、そういうふうなところも勘案をしまして、実際管理するに当たってこの程度であればペイできるというふうなところでの金額設定であることをご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、単純に何%ずつ上げるという、例えば消費税のように上げるということではなくて、近隣のキャンプ場等のいわゆる入場料だとか、そういうものを加味しながら、このくらいだったらいいだろうというふうに決めたということで理解いたしました。

その上での次の話ですが、だとしても小学生の3倍にまた話戻すわけですが、利用者からするといきなり3倍というのは、330円が高いか安いかはまた別として、私自身は決して330円は法外な金額ではないし、妥当だと思うのですが、ただ一気に3倍上げるのはいわゆる激変緩和ということもありますけれども、ごみ処理料がかかるというのは今に始まったことではなくて恐らく前々から問題になっていたことだと思いますので、もうちょっと漸増というのですか、前もって数年前からここを修正することは

できなかったのかという思いがあるのですが、そこら辺は実情どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

従来の利用料の中において指定管理者が営業努力をしながら運営してきたというふうなことで理解しておりますけれども、やはりここに至って管理経費が上回っているというふうなことから値上げをしたいというふうな協議がありまして、こういった条例提案になったというふうなことでございます。金額的には確かに単純にいけば倍というふうにもなるわけですけれども、ごみ処分費がやはり一定程度子供であってもかかるというふうなことからすれば、理解いただけない金額ではないかなというふうに思っているところであります。先ほど300円につきましては、小学生日帰りの場合ということであります。1泊については、小学生が600円というふうなことでありますけれども、近隣の管内のキャンプ場の状況を見れば、可能な範囲かなというふうに思っているところであります。よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 1つ言いたいことは、やっぱりタイミングが悪いということです。税金の値上げの時期にたまたま一緒になってしまったということで、やっぱりこれはタイミングが悪いかなというふうに思ったものですから、お聞きした次第です。

最後、3問目ですので、総合交流促進施設株式会社の社長たる副町長にお尋ねいたします。第23期の事業報告書というのを見たところ、西浜コテージの売上高、前期、22期と比較して99.7%だというふうに報告書に載っておりました。ほかの部門をならした数字が97.1%というふうに載っていますので、西浜コテージの部分だけを見ると去年、23期いろいろ大変だったという中において、西浜コテージはこの数字を見る限り健闘した部門だったのではないかなというふうに推測します。その上での話なのですけれども、実際問題今まで西浜コテージというのは恐らくいい場所で、しかも安く利用できるという評価においていっぱい人が来たのだと私は想像します。そういう評価が定まっている中で、実際問題額の大小高は別にして、値上げをするということは、ひょっとしたら高くなるわけではないけれども、近隣並みになるということで、値段的な優位性に関してはひょっとしたらなくなるかもしれない。そういうことによって本格的にはこれから、冬より来年、来シーズンになるでしょうけれども、お客様の入り込み数に関する影響をどういうふうに考えているのかということと、それと似たような話ですけれども、お客様から理解を得られるのかどうかと。先ほど企画課長からは話ありましたけれども、改めて副町長からその影響と理解を得られるのかどうかということについて、どういう所見をお持ちか伺いして、3問目終わります。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 経営的な視点で話し合いをしますときに、やっぱり長期的な課題、短期的な課題あるわけですけれども、長期的な課題については人口減少という大きなパイの中で、やはりご利用いただけるお客様のパイがどんどん縮まっていく、これが大きな課題であるので、全国各地でインバウンドということで海外からのお客さんも含めて、お客様をどうやって誘致しようかというのは大きな課題だろうなと思います。今回事務方の協議によりましてこのような形でコテージについては冬期料金の廃止というような方針を打ち出させていただいたところでございますが、その議論の中では特にお正月等々のときには

もう同じ冬期料金になっているのですから、そういったときは逆に言うと特別料金なのだけれども、それだけを特別にするという形でなくて、全般的に見直しをして、いかがでしょうかという方向性に結論はいただいたというようなことでありました。それと、先ほど来議論出ておりますキャンプ場の方向性についても、運営している株式会社のほうの打ち合わせの中では、やはりしっかりとお客様からそのことをご理解いただけるようなお話を掲げながら、よりサービスを充実していく中でやっぱり気持ちよくご利用いただけるようにしてまいりたいと。

それから、コテージの部分については、特に冬期間になりますと降雪によって除雪というような大変な作業も出てくるというようなこと、それから昨年場合は特に灯油、原油の石油系統の値上がりによって燃料費がかなりかさんできていたという現状もございます。それが経営を圧迫して赤字という大変申しわけない結果になったというようなこともございます。1つコテージだけをとれば、そこは何とかクリアできているという現状にはございますけれども、そういったことも含めて定められた料金を確認しながら、会社のほうからはしっかりとお客様へのサービス含めて説明をやっていきたいというふうに考えてございます。

議 長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議第66号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第67号 遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第68号 遊佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議第68号 遊佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査結果報告に入ります。

日程第11、さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会、齋藤武委員長より、審査の結果についての報告を求めます。

決算審査特別委員会、齋藤武委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長(齋藤 武君)

令和元年9月24日

遊佐町議会

議長 土門 治 明 殿

決算審査特別委員会

委員長 齋 藤 武

#### 審 査 結 果 報 告 書

令和元年9月13日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

#### 記

##### 1. 審査を付託された事件

議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 認第 3 号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 4 号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認第 5 号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認第 6 号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認第 7 号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算

## 2. 審査の結果及び意見

平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか 6 件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

## 3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長報告のとおり、本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立多数です。

よって、議第59号 平成30年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、認第 1 号 平成30年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第 2 号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第 3 号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第 4 号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第 5 号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第 6 号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第 7 号 平成30年度遊佐町水道事業会計決算、以上 7 件は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第12から日程第16まで、選第 5 号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてほか 4 件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 選第 5 号を除き、提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第73号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員石山幸子氏が令和元年 9 月30日に任期が満了となるので、引き続き任命するため、提案するものであります。

議第74号 遊佐町農業委員会委員の任命について。本案につきましては、本町農業委員会委員の任期が令和元年11月30日に満了となるので、農業委員会委員等に関する法律の規定により、新たに任命するため、提案するものであります。

議第75号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員佐藤邦彦氏が令和元年9月30日で任期満了になるため、引き続き選任するため、提案するものであります。

議第76号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員小田原裕氏の任期が令和元年12月31日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者としての適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

以上、人事案件4件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

(午後3時43分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後4時08分)

さきに提案しておりました日程第12、選第5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票による方法と指名推選の方法がありますが、さきの全員協議会の話し合いにより指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいまから選第5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名推選を行います。

初めに、選挙管理委員会委員に、吹浦字物見峠53番の2、土田宏氏、昭和29年2月25日生まれ。小松字砂子34番地、池田龍介氏、昭和33年3月19日生まれ。吉出字北子橋下66番地の3、高橋俊子氏、昭和26年6月13日生まれ。江地字上屋敷田143番地、石垣ヒロ子氏、昭和26年2月11日生まれ。

選挙管理委員会委員補充員には、藤崎字千代ノ藤11番地の8、伊藤厚志氏、昭和31年3月25日生まれ。当山字西向27番地、高橋克昭氏、昭和32年2月25日生まれ。吹浦字小野曾2番地、小林栄一氏、昭和28年10月12日生まれ。杉沢字嶽ノ腰102番地、眞木俊弘氏、昭和31年7月10日生まれ。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員4名及び補充員4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選いたしました選挙管理委員会4名及び補充員4名が当選人とされました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

次に、日程第13、議第73号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第14、議第74号 遊佐町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

佐藤充農業委員会会長の退席を求めます。

お諮りいたします。本案につきましては、本来ならば原則として1人ずつ諮らなければなりません、全員協議会の結果によりまして、一括して原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は一括して原案のとおり同意を与えることに決しました。

佐藤充農業委員会会長の着席を認めます。

次に、日程第15、議第75号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第16、議第76号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第17、発議第6号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって第532回遊佐町議会9月定例会を閉会いたします。

(午後4時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年9月24日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 佐 藤 俊 太 郎

遊佐町議会議員 佐 藤 光 保